

松川町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 28 年 3 月

(令和 7 年 6 月改定)

松川町通学路安全推進委員会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒（以下「児童等」という。）が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に町内小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「松川町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童等が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進委員会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「松川町通学路安全推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- (1) 飯田警察署・松川町交番
- (2) 飯田建設事務所
- (3) 区会・自治会
- (4) 松川町立小中学校（学校長・PTA会長）
- (5) 松川町交通安全協会
- (6) 松川町（総務課・建設課）
- (7) 松川町教育委員会（こども課）

3 取組方針

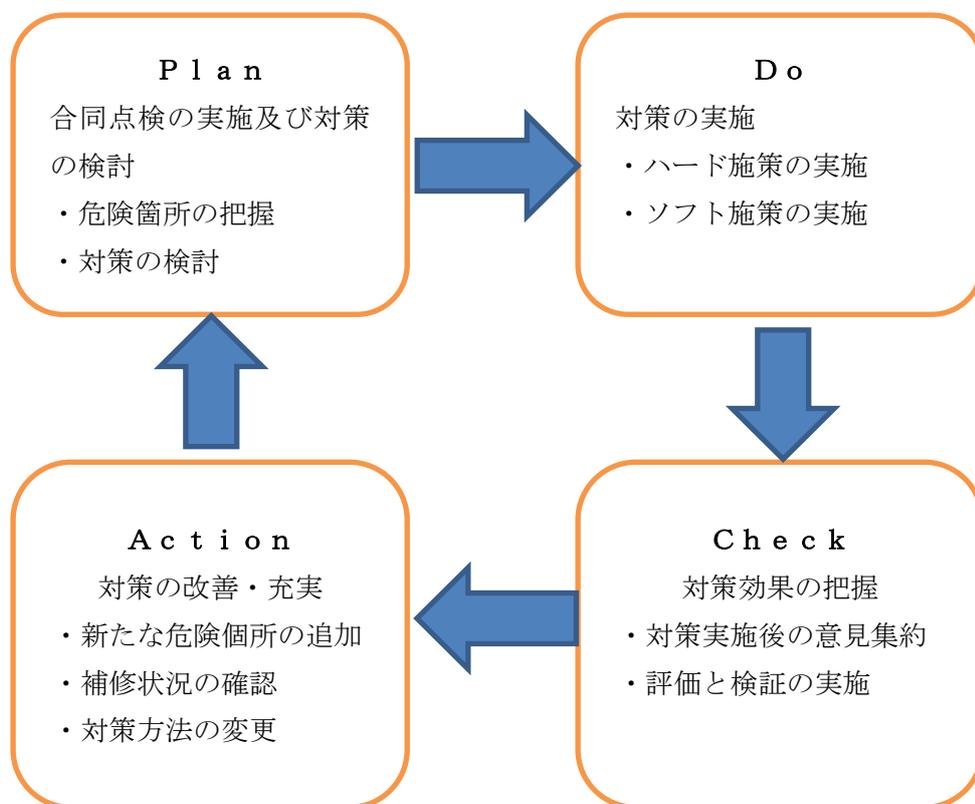
(1) 基本的な考え方

継続的に通学の安全を確保するため、緊急合点権後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

また、通学路の安全対策を、学校が中心となって交通安全教育を推進するとともに、関係機関・地域とが連携し、児童等の安全を確保します。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 合同点検の実施及び対策の検討 (Plan)

ア 危険箇所の把握

各小中学校では、PTA協力のもとに、通学路の危険箇所を委員会に報告します。

イ 合同点検の実施等

報告を受け、委員会メンバーによる合同点検を実施します。

ウ 対策の検討・立案

委員会では、合同点検の結果から明らかになった対策が必要な箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード施策の実施や、交通規制や交通安全教育のようなソフト施策の実施など、具体的な実施メニューを検討します。

(3) 対策の実施 (Do)

対策の実施にあたっては、ハード施策及びソフト施策が円滑に進むよう、委員会メンバー間で連携を図ります。

(4) 対策効果の把握 (Check)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した

効果が上がっているのか、また、児童等が安全になったと感じているのか等を確認するため、保護者や地域の意見を聴取するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(5) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、新たな危険箇所への追加、補修状況の確認及び対策方法の変更など、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校区ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、小学校区ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

(1) 別添 1 対策一覧表

(2) 別添 2 対策箇所図